

内海区規約

(目的)

第1条 この規約は、区住民が総合理解の基により連帶し、区の発展と心豊かな生活環境を更に向上させることを目的として定める。

(区財産)

第2条 山林等不動産の管理及び所有権は、平成28年4月1日現在内海区に在住する。・(別紙名簿)により、維持管理の責任を負う者の共有とする。ただし、財産権の権利及び財産の構成員が区から転出し財産を放棄した者は権利が無いものとする。転入した場合の取り扱いについては、別に定める財産管理規定に従う。

2. 動産等については、それぞれの時点において区に居住する者が権利を有する。
3. 前項に定める権利については、第1項の但し書きを準用し、新たな事由が生じた場合は、その都度協議の上、適切に対応するものとする。

(役員構成及び手当並びに自治組織)

第3条 区役員構成は、区長のほか自治運営を円滑に推進するため、次の役員を置き役員手当として年、次の額を支給する。

- (1) 区長 1名 (40,000円)
- (2) 副区長 1名 (15,000円)
- (3) 会計 1名 (15,000円)
- (4) 土木部長 1名 (5,000円)
- (5) 農林部長 1名 (5,000円)
- (6) 評議員 3名 (内女性委員1名) (5,000円) *3名 (15,000円)

2. 区長経験者は、区の行政の顧問として役割を要請する事が出来る。
3. 前1項土木部長・農林部長は部長を補佐するため副部長(役員以外)を任命する。評議員は補充員を置くものとする。だし役員手当は支給しない。

(女性委員は女性の意見を集約し役員会に報告する)

4. 第1項に定める部長に事故があり、副部長がその任を代行する場合は、第3項の規定にかかわらず、副部長に手当を支給するものとする。
5. 鳥獣侵入防止柵施設維持管理委員は防護柵規定によるものとする。
6. 役員のほか区自治を円滑に推進するため、次の各組織の委員を置く。必要に応じて副委員を選任しそれぞれ委員の補佐の任に当たる。

- (1) 文化・体育委員 1名 副 1名
- (2) 自営消防長 1名 副 1名
- (3) 防災委員 1名 副 1名
- (4) 防犯委員 1名 副 1名
- (5) 保険委員 1名
- (6) 交通委員 1名

(7) 生涯学習委員 1名

7. 事項に掲げる世話役は各組から選出する。

(1) 組世話役

(2) 組婦人世話役

(3) 監査委員

(その他世話役)

8. 宮総代・寺総代については、氏子・檀家内で選出する

(役員の任期)

第4条 役員及び係りの任期は、2年とする。ただし、職務を代行等した場合はその役職の残任期間とする。ただし、改選日までは前任者が職務を執行する。

2. 役員は、前項の規定に係わらず、第3条第1項(1)から(6)に定める同一役員の再任は、連続2期までとし、その任に当たる事を免ずる事とする。区長に於いては、連続3期以上特別の事由がある場合は、評議員が協議し役員会・総会の承認後、本人の了解を得た上で議決事項として承認するものとする。

(役員及び係りの選出方法)

第5条 役員を選出する場合は、選挙管理委員は、評議委員長を委員長とし他2名を任命する。選挙管理委員は、区役員選出選挙業務を執行する。

2. 戸主は区役員に立候補することが出来る。ただし、同一の役員に複数の立候補者がある場合は選挙によって選出するものとする。

3. 役員に立候補が無い場合は、総会に於いて選出する。この場合の扱いとして区居住戸主（代理出席・可）の3分の2以上の出席を必要し、出席者全員により選出する。ただし総会の合意に基づき指名推薦の方法による事も出来る。

4. 役員の選出にあたり（投票の結果）同数の場合は、再選挙もしくは議長裁量に委ねる。

5. 評議員の選出に当たっては、補充員を置くものとする。評議員に欠員が生じた場合は、総会の承認を得て残任期間その任に当たるものとする。

6. 役員の選出は第3条に規定する区長から順次選出する。区長が選出されたのち2役（副区長・会計）の選出に当たっては、区長の指名推薦の選出方法を取る事が出来るものとする。

7. 第3条6項の(1)から(7)までの各委員の選出方法は、区長に委ねるものとする。

8. 各組の世話役は各組事で選出する。

(役員の職務)

第6条 区長は、区を代表する、区の自治行政を積極的に統括すると共に、総会及び、役員会を招集し、その主要な記録を区長の責任に於いて記録保存する。

2. 副区長は、区長を補佐し、区長に事故が有る時は職務を代行する。役員会及び、総会の司会を努める。

3. 会計は区長の指揮の基づき区会計を処理統括する。

4. 土木部長は、市道・林道・河川等の土木行政を担当し、住民生活の利便性及び、生命財産を守るため積極的な事業展開を推進する事に努める。区役について、は、区長の指示のもと、その任務に当たる。
5. 農林部長は、農林の振興を推進すると共に、農事部会計を処理統括する。
6. 評議委員長は、区長から諮問があった事項について、評議委員会を開催し諮問事項を審議し適切な答申を行うものとする。評議委員長は総会の議長を務める。

(会議)

第7条 区の会議は、次の様に分ける。

2. 初総会は、毎年1回年度始め（4月草々）に開催する。
3. 総会は、重要な問題が起きた場合及び必要に応じて開催する。
4. 役員会は、必要に応じて開催する。
5. 会議の議決は、出席者の過半数により決する。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。

(区経費の賦課徴収)

- 第8条 一般会計の経費は、内海区内居住世帯に賦課する。賦課は、年2回（8月・1月）2回に分けて徴収する。役員の不満足についても賦課・調整する。
2. 前項の経費の外、特別の場合は別途協議の上、徴収することが出来る。
 3. 一般会計の外、必要に応じて、特別会計を置くことが出来る。
 4. 各会計は、収支決算を行い初総会に於いて、報告をして承認を受けなければならぬ。
 5. 内海区以外に居住し、区内に動産又は不動産を保有する者に賦課する事も出来る。
 6. 賦課基準を変更しなければならない事が生じた場合は、必要に応じ役員会において協議し総会の議決事項とする。

(事業・会計年度)

- 第9条 区の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日までとする。
2. 会計は初総会までに監査委員による監査を受けなければならない。

(補足)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、区総会に於いて決定する。

附記

この規約は、総会に於いて変更する事が出来る。

小詳細事項規約変更については、役員会で協議し区民に報告するものとする。

この規約は、平成8年4月1日から施行する

この規約は、平成18年4月1日から一部変更して施行する（朝来市合併に伴う）

この規約は、平成28年4月1日から一部変更して施行する